○伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例

平成８年３月２９日

伊東市条例第６号

改正　平成１２年３月伊東市条例第３４号

（目的）

第１条　この条例は、伊東市環境基本条例（平成１２年伊東市条例第３４号）の基本理念にのっとり、空き缶等のポイ捨て及び散乱の防止等の措置を講じることにより、清潔で美しい景観（以下「美観」という。）を保全し、快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　空き缶等　空き缶、空き瓶その他の容器及びたばこの吸殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他散乱性の高いごみをいう。

（２）　ポイ捨て　空き缶等を回収容器、ごみ箱等の所定の場所以外の場所に捨てることをいう。

（３）　市民等　市民及び旅行者その他本市に滞在し、又は通過する者をいう。

（４）　事業者　容器、包装紙その他これに類するものに収納した飲食物又はたばこ若しくはチューインガム等を製造し、又は販売する者をいう。

（５）　観光関係事業者　旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第２条第１項に規定する旅行業、旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条第２項に規定するホテル営業、同条第３項に規定する旅館営業、旅客を運送する事業その他観光に関する営業を行う者をいう。

（６）　所有者等　土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

（７）　回収容器　空き缶等を回収するための容器又はごみ箱をいう。

（市の責務）

第３条　市は、第１条の目的を達成するため、ポイ捨て及び空き缶等の散乱の防止に関する施策（以下「施策」という。）を定め、これを実施する責務を有する。

（市民等の責務）

第４条　市民等は、屋外において自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収

納し、美観及び生活環境の保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、その事業活動によって生じる空き缶等の散乱を防止するとともに、消費者に対する啓発、空き缶等の回収容器の設置及びその適正な管理、空き缶等の再利用の促進並びに美観及び生活環境の快適性の確保に努めるほか、市が実施する施策に協力しなければならない。

（観光関係事業者の責務）

第６条　観光関係事業者は、ポイ捨て及び空き缶等の散乱防止について、旅行者に対する啓発を積極的に行うとともに市が実施する施策に協力するものとする。

（所有者等の責務）

第７条　所有者等は、ポイ捨て及び空き缶等の散乱を防止するため、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物の適正な管理等必要な措置を講じ、美観の保護育成に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

（ポイ捨ての禁止）

第８条　何人も、公園、広場、道路、海岸、河川その他の公共の場所並びに所有者等の所有し、占有し、又は管理する土地及び建物に、みだりに空き缶等を捨ててはならない。

（自動販売機の届出）

第９条　事業者は、自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）を設置しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を、伊東市長（以下「市長」という。）に届け出なければならない。

（１）　氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

（２）　自動販売機の設置の場所

（３）　回収容器の設置の場所及び管理の方法

（４）　その他規則で定める事項

２　前項の規定による届出をした事業者（以下「届出者」という。）は、その届出に係る事項を変更するとき又は届出をした自動販売機を撤去するときは、その変更又は撤去の日から１４日以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

（届出済証）

第１０条　市長は、前条第１項に規定する届出又は同条第２項に規定する変更に係る届出があったときは、届出に係る自動販売機ごとにその届出者に対し、規則で定めるところにより届出済証を交付するものとする。

２　前項の規定による届出済証の交付を受けた届出者は、届出に係る自動販売機の見やすいところに当該届出済証を張り付けておかなければならない。

３　第１項の規定による届出済証の交付を受けた届出者は、当該届出済証を紛失し、又は損傷したときは、その事実を知った日から１４日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

４　市長は、前項の規定による届出があったときは、届出者に対し、届出済証を再交付するものとする。この場合においては、第２項の規定を準用する。

（継承）

第１１条　届出者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出者の地位を継承する。

（回収容器の設置及び管理）

第１２条　第９条第１項の規定による自動販売機の届出者は、規則の定めるところにより回収容器を設置するとともに、当該回収容器をその機能が十分発揮されるよう適正に管理しなければならない。

（事業者等に対する要請等）

第１３条　市長は、空き缶等が著しく散乱していると認めるときは、その散乱に係る事業者又は所有者等に対し、ポイ捨て及び空き缶等の散乱を防止するため、必要な措置を講じるよう要請することができる。

２　前項の規定による要請を受けた事業者又は所有者等は、必要な措置を講じるとともに、その措置した内容について、規則の定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。

（勧告）

第１４条　市長は、事業者又は所有者等が第１２条又は前条第２項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者又は所有者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

（命令）

第１５条　市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者又は所有者等が正当な理由がなく勧告に従わないときは、当該事業者又は所有者等に対し、期限を定めて、その勧告に従うよう命令することができる。

（立入調査等）

第１６条　市長は、ポイ捨て及び空き缶等の散乱を防止するため、調査し、又は指導する必要があると認めるときは、当該職員に、必要な場所に立ち入らせ、空き缶等の散乱、回収容器の設置及び適正な管理並びに自動販売機の届出の有無について調査及び指導をさせることができる。

２　市長又は当該職員は、第８条の規定に違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復を命令することができる。

３　第１項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

４　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第１７条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第１８条　第１５条の規定による命令に違反した者は、５０，０００円以下の罰金に処する。

第１９条　次の各号のいずれかに該当する者は、３０，０００円以下の罰金に処する。

（１）　第９条第１項及び第２項（撤去の場合を除く。）に規定する届出を故意に怠り、若しくは忌避し、又は虚偽の届出をした者

（２）　第１６条第１項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第２０条　第１６条第２項の規定による命令に違反した者は、２０，０００円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第２１条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、第１８条及び第１９条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

（適用上の注意）

第２２条　この条例の適用に当たっては、市民等、事業者及び所有者等の権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例施行の際現に設置されている自動販売機（設置の工事をしているものを含む。）の事業者（当該自動販売機の部分に限る。）については、第９条第１項及び第２項並びに第１９条第１号の規定は、この条例の施行の日から起算して６０日間を経過する日までの間は適用しない。

附　則（平成１２年３月２８日伊東市条例第３４号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。